

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
空き店舗活用事業	中小企業者及び団体（商店街振興組合、商店街振興組合連合会及びこれに準ずる団体）が別に定める地域で空き店舗を改装して出店したとき	事業費のうち、30万円を超えた事業費の100分の20以内 100万円限度

### 新居浜市中小企業振興条例

（空き店舗活用促進事業に対する補助）

第5条の2 市長は、別に定める中小企業者及び団体が市長が適当と認める地域において、空き店舗を改装して店舗を設置したときは、当該中小企業者及び団体に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受けることができるものは、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額が30万円以上であったものとし、その補助金の額は、当該市長が必要と認める額のうち30万円を超えた部分の額の100分の20以内とし、100万円を限度とする。

### 新居浜市中小企業振興条例施行規則

（空き店舗活用促進事業の範囲）

第6条の2 条例第5条の2第1項に規定する別に定める中小企業者及び団体並びに市長が適当と認める地域は、別表第2のとおりとする。

2 条例第5条の2第2項に規定する市長が必要と認める額は、内装工事、外装工事、電気工事、給排水工事等の改装費とする。

別表第2（第6条の2関係）

対象事業者	対象地域
中小企業者及び団体	法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域のうち市長が指定した地域

市長が指定した地域とは「中心商店街（昭和通り商店街、登り道商店街、銀泉街商店街）」、「喜光地商店街」の通りに面した店舗での出店が対象

### 補助対象要件・詳細

- ・ 中小企業者及び商店街振興組合等の団体
- ・ 市税が完納されていること（団体は、団体と団体の代表者）
- ・ 空き店舗の内装工事、給排水工事、電気工事等を行った場合
- ・ 対象となる空き店舗は、市長が指定した地域（昭和通り等）に面した賃貸物件及び購入物件
- ・ 空き店舗とは、空き店舗の状態で概ね3か月経過している店舗とする

### 申請の時期

- ・ 改装前に事業計画書を提出（要事前審査）
- ・ 改装後（工事費等支払後）30日以内に申請書を提出

### 提出書類

- ・ 中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・ 法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・ 定款又は規約（コピー）
- ・ 納税証明書（市税）・・・法人（団体）と代表者の各1通（原本）
- ・ 事業計画書（2年以上の計画）
- ・ 見積書等費用の内訳が確認できるもの
- ・ 請求書、領収書等費用の支払いが確認できるもの
- ・ 改装前、改装後の写真（データ可、要：定点からの写真撮影、改修箇所は全て確認可能な撮影をお願いします。）